

2026 年 8 月 1 日

## 吸収合併に関する事後開示書面

大阪市西区立売堀二丁目 3 番 16 号  
株式会社 山善  
代表取締役社長 岸田 貢司

当社は、2026 年 6 月 23 日付で株式会社 AtoG1 との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 AtoG1 を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」）を行いました。本吸収合併に関する事後開示事項（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項）は、以下のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸収合併が効力を生じた日

2026 年 8 月 1 日

#### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

##### (1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社の全株式を当社が所有しており、該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社の全株式を当社が所有しており、該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2026 年 6 月 30 日付の官報及び日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いました。所定の異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

##### (1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会における合併契約の承認を要しない場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 6 月 30 日付の電子公告により株主に対して公告を行いました。なお、本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会における合併契約の承認を要しない場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 6 月 30 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2026 年 8 月 3 日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2026 年 6 月 30 日

## 吸収合併に関する事前開示書面

大阪市西区立売堀二丁目 3 番 16 号

株式会社 AtoG1

代表取締役 高千穂 利道

当社は、2026 年 6 月 23 日付で株式会社山善との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、株式会社山善を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」）を行うことといたしました。本吸収合併に関する事前開示事項（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項）は、以下のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本吸収合併に際し合併対価の交付はありません。

#### 3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、本吸収合併に際し合併対価の交付はありません。

#### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による自己株式の減少

2021年4月14日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使による転換が行われました。当該新株予約権付社債の転換の概要は以下のとおりであります。

|                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| 行使された新株予約権の個数   | 776 個                              |
| 行使された期間         | 2026 年 4 月 1 日から 2026 年 4 月 16 日まで |
| 転換された社債額面金額     | 7,760 百万円                          |
| 自己株式の減少額        | 8,365 百万円                          |
| 減少した自己株式の種類及び株数 | 普通株式 6,696,581 株                   |

② 自己株式の取得

2026年2月12日開催の取締役会において決議した、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式取得について、以下のとおり実施しました。

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 取得対象株式の種類  | 普通株式                               |
| 取得した株式の総数  | 2,936,100 株                        |
| 株式の取得価額の総額 | 4,763 百万円                          |
| 取得期間       | 2026 年 4 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで |
| 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け                   |

(ご参考)

1. 自己株式の取得に係る決議内容

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 取得対象株式の種類  | 普通株式                              |
| 取得し得る株式の総数 | 13,000,000 株 (上限)                 |
| 取得価額       | 150 億円 (上限)                       |
| 取得期間       | 2026 年 3 月 4 日から 2027 年 3 月 3 日まで |
| 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け                  |

2. 上記取締役会決議に基づき 2026 年 5 月 31 日までに取得した自己株式の累計

|            |             |
|------------|-------------|
| 取得した株式の総数  | 3,914,600 株 |
| 株式の取得価額の総額 | 6,178 百万円   |

### ③ 子会社の増資

株式会社山善は、2024 年 9 月 17 日開催の取締役会の決議に基づき、2026 年 5 月 14 日に非連結子会社である Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.に対する増資払込を完了いたしました。なお、本増資により、Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.の資本金の額が株式会社山善の資本金の額の 100 分の 10 以上に相当するため、株式会社山善の特定子会社に該当することとなりました。

増資の目的                      インド国における当社グループの事業拡大に要する資金の調達

増資する子会社の概要

|           |                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 子会社の名称    | Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.                    |
| 所在地       | GROUND FLOOR,PLOT.44,SECTOR 44,GURUGRAM<br>122003,HARYANA,INDIA |
| 事業の内容     | 生産財関連事業                                                         |
| 増資金額      | 1,000 百万インド・ルピー                                                 |
| 出資金（増資後）  | 1,049 百万インド・ルピー                                                 |
| 大株主及び持株比率 | 当社 100%（間接所有含む）                                                 |

## 6. 吸収合併消滅会社に関する事項

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、金融機関等からの借入金の返済及び子会社株式取得資金に係る未払金の支払い並びに事業資金の調達等を目的として、親会社である株式会社山善から 2026 年 2 月 19 日に 2,048 百万円、2026 年 4 月 1 日に 656 百万円の借入を行っております。

- (2) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表

該当事項はありません。

## 7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておられません。

したがって、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたしております。

## 8. 事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合

事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合には、直ちに開示いたします。

以上

## 合併契約書

株式会社山善（以下「甲」という。）と株式会社 AtoG1（以下「乙」という。）は、以下の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （目的）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

### 第2条 （当事者の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社山善

住所：大阪市西区立売堀二丁目 3 番 1 6 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社 AtoG1

住所：大阪市西区立売堀二丁目 3 番 1 6 号

### 第3条 （合併対価）

本合併に際して、甲から乙の株主に対して一切の対価を交付しない。

### 第4条 （資本金及び準備金の変動）

本合併により甲の資本金の額および準備金の額は増加しない。

### 第5条 （効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 8 月 1 日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、これを変更することができる。

### 第6条 （承認手続）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を要しない簡易合併として本契約を締結する。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認を要しない略式合併として本契約を締結する。

第7条 （会社財産の承継）

乙は、その所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙間で協議し合意の上、これを実行する。

第9条 （本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本合併の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議の上、書面により、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条 （合意管轄）

本契約により生ずる法律関係に基づく紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 （協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決することとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。ただし、電磁的な措置により本契約を行う場合は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2026年6月23日

甲：大阪市西区立売堀二丁目3番16号  
株式会社山善  
代表取締役 岸田 貢司

乙：大阪市西区立売堀二丁目3番16号  
株式会社 AtoG1  
代表取締役 高千穂 利道

## 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当社グループの主な事業領域は、生産財と消費財であり、「設備投資」と「個人消費」の動向が業績に影響を及ぼします。

当社グループを取り巻く事業環境として、国内の自動車製造業においては、当社のエンドユーザーである中小製造業の新規設備投資は総じて鈍い動きとなりました。一方で、人手不足対策である自動化・省人化へのニーズは高く、またエネルギー価格の高止まりを背景とした省エネ関連の設備投資も堅調に推移しました。

海外においては、北米市場では上半期は関税負担と高金利による影響のため、設備投資を控える動きがあったものの、下半期は防衛・航空宇宙・発電の各産業において回復が見られ、自動車産業も回復基調にあります。中国では、政府の景気刺激策や製造業再投資促進策が設備投資を後押ししました。ASEAN地域では、国内製造業のほか、他地域からの生産移管に伴う設備投資需要が活発化しました。台湾では、下半期からAI・半導体関連の需要が高まりを見せています。

国内の個人消費については、所得環境の改善がみられる一方、物価上昇に賃上げが追い付かず、耐久消費財に対する節約志向や商品の選別傾向が継続しました。住宅産業においては、新設住宅着工戸数は持家を中心に減少傾向にあるものの、省エネ需要の高まりにより住宅設備機器の更新需要は堅調に推移しました。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は541,885百万円（前期比5.0%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は12,041百万円（同、26.3%増）、経常利益は13,010百万円（同、29.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,330百万円（同、18.9%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### 【生産財関連事業】

当連結会計年度における国内生産財事業では、自動車産業においては中小製造業の投資活動が伸び悩み、自動車部品加工メーカー向け工作機械の売上は前年をやや下回りました。切削工具等の消耗品に関しては、中小製造業の設備投資動向の影響を受けましたが、生産現場で使用される様々な作業用品、小型機器の販売が堅調でした。また、自動化・省人化ニーズに対応し、作業負荷軽減に資する機器や、労働環境改善を目的とした環境改善機器等の売上も順調に推移しました。

営業活動としては工作機械の販売では、好調な造船・航空・防衛等の産業へのアプローチに加え、中堅・中小企業を対象にした大規模成長投資補助金等を活用した提案営業を積極的に行いました。また、第4四半期には回復が鮮明な半導体装置の部品メーカー等での需要を取り込み、受注は好調に推移しております。切削・補要工具等の販売においては、電子取引を拡大することで取引先の利便性と業務効率の向上を推進しております。また、「地域経済活性化のためのリアルプラットフォーム」として当社が企画する大型展示商談会を各地で開催することで、受注を獲得するとともに顧客との関係性をより深めました。新たな業界への展開・強化に向けては、業務効率化・省力化を主なテーマに各地の展示会への出展を強化するとともに、製造・物流現場の自動化ソリューションの提案を強化する等、製造現場の課題解決と需要喚起に努めました。さらに、需要の高まりを見せるヒューマノイドロボットの社会実装を加速するべく、コンソーシアム「J-HRTI（ジェイハーティ）」に参画しております。

海外生産財事業は、第3四半期までは支社ごとに好不調の波がありましたが、通期では全支社で前年実績を上回りました。北米支社では、一般産業の低迷を航空・宇宙産業・発電・データセンター関連等の需要で補い、台湾支社はAI・半導体関連の需要回復を機敏に捉え、第3四半期までの遅れを挽回しました。中国支社においては外資系企業の撤退が続く中、内需企業の需要を取り込み、アセアン支社では国内需要に加え、他国からの生産移管需要を取り込み、それぞれ当連結会計年度を通じて堅調に推移しました。（注）

また、「グローバル展開の加速」に向け、拠点を拡充するとともに、本年2月にマレーシアの工作機械商社である「CK Mac Global Sdn. Bhd.」の親会社である「株式会社AtoG1」の全株式を、同年3月にはインドネシアの機械工具商社である「PT. Somagede Indonesia」の全株式を取得することにより、両社を子会社化いたしました。

以上の結果、生産財関連事業の売上高は349,218百万円（前期比4.8%増）となりました。

（注）営業地域及び顧客属性ごとに事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

**【消費財関連事業】****〔住建事業〕**

住建事業においては、猛暑や省エネ改修需要等の影響により空調設備の売上が好調に推移しました。さらに光熱費の高止まりが継続する中、消費者の節約志向に対応した高付加価値商材の提案に注力した結果、給湯機器等の販売も伸長しました。また、非住宅分野の開拓にも積極的に取り組み、中小企業のカーボンニュートラル対応及び光熱費削減へのニーズに向け、環境商材と施工をセットにした設備改修提案を強化したこと等により、販売が好調に推移しました。

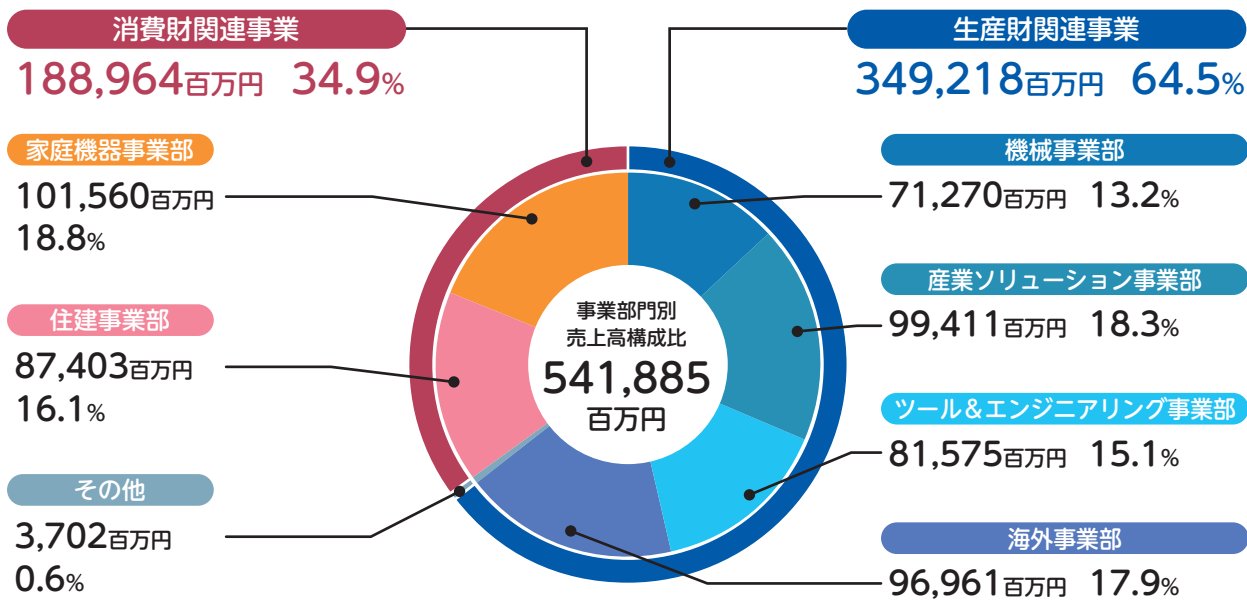
その結果、住建事業の売上高は87,403百万円（前期比11.2%増）となりました。

**〔家庭機器事業〕**

家庭機器事業のプライベートブランド商品は、消費者の声を分析したマーケティング活動等を踏まえた迅速な企画・開発によりラインアップを拡充するとともに、SNS等を活用した情報発信を通じてYAMAZENブランドの浸透を図っております。当期においては、昨夏の猛暑の影響により、ファン付ウェアや移動式エアコンの販売が好調に推移したことに加え、販路別ではECの伸長が寄与し、増収となりました。販売チャネルの拡大を狙った法人・個人事業主向け自社ECサイト「山善ビズコム」においても、売上高・会員数が順調に伸長しました。

その結果、家庭機器事業の売上高は101,560百万円（前期比0.7%増）となりました。

企業集団の部門別売上高・売上高構成比



| 部 門 | 期 別             | 前 期 (2025年3月期) |         | 当 期 (2026年3月期) |         |
|-----|-----------------|----------------|---------|----------------|---------|
|     |                 | 金 額 (百万円)      | 構成比 (%) | 金 額 (百万円)      | 構成比 (%) |
| 生産財 | 機械事業部           | 72,217         | 14.0    | 71,270         | 13.2    |
|     | 産業ソリューション事業部    | 95,049         | 18.4    | 99,411         | 18.3    |
|     | ツール&エンジニアリング事業部 | 80,204         | 15.5    | 81,575         | 15.1    |
|     | 国内 計            | 247,471        | 47.9    | 252,257        | 46.6    |
|     | 海外事業部           | 85,733         | 16.7    | 96,961         | 17.9    |
|     | 計               | 333,205        | 64.6    | 349,218        | 64.5    |
| 消費財 | 住建事業部           | 78,623         | 15.2    | 87,403         | 16.1    |
|     | 家庭機器事業部         | 100,883        | 19.6    | 101,560        | 18.8    |
|     | 計               | 179,506        | 34.8    | 188,964        | 34.9    |
|     | そ の 他           | 3,414          | 0.6     | 3,702          | 0.6     |
|     | 合 計             | 516,126        | 100.0   | 541,885        | 100.0   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ②設備投資の状況

第79期から構築に着手しておりました消費財関連事業に係る長期的な企業競争力の強化を目的とした基幹システム等は、当連結会計年度より稼働開始しております。

また、当社家庭機器事業のEC専用拠点として、「ロジスEC関東」を新設いたしました。当該物流拠点は2026年4月より稼働開始しております。

さらに、当社生産財関連事業の東南アジア地域における更なる事業拡大・機能拡充のため、当社アセアン支社に属する子会社 Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.の新社屋兼テクニカルセンターの建設を計画しております。

## ③資金調達の状況

当社は、金融・資本市場における不測の事態や急な資金需要が発生した場合に備えるため、複数の取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 40,000百万円 |
| 借入実行残高        | 20,000百万円 |
| 未実行残高         | 20,000百万円 |

また、当社は、当連結会計年度において、2026年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月3日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、28,006百万円の資金調達を行いました。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分             | 第77期<br>2023年3月期 | 第78期<br>2024年3月期 | 第79期<br>2025年3月期 | 第80期（当期）<br>2026年3月期 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高             | 527,263          | 506,866          | 516,126          | 541,885              |
| 営業利益            | 16,563           | 9,887            | 9,535            | 12,041               |
| 経常利益            | 17,280           | 10,435           | 10,018           | 13,010               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 12,527           | 6,488            | 7,845            | 9,330                |
| 1株当たり当期純利益      | 141円00銭          | 73円04銭           | 90円63銭           | 109円46銭              |
| 総資産             | 288,888          | 294,973          | 292,265          | 351,990              |
| 純資産             | 123,757          | 132,617          | 127,933          | 140,153              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名                                  | 資本金        | 当社の出資比率 | 事業内容                       |
|--------------------------------------|------------|---------|----------------------------|
| Yamazen, Inc.                        | 76 百万USドル  | 100.0%  | 北米地域における主として当社取扱商品の販売      |
| Yamazen (Thailand) Co., Ltd.         | 118 百万バーツ  | 100.0%  | タイ及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売  |
| Yamazen Co., Ltd.                    | 200 百万NTドル | 100.0%  | 台湾及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売  |
| Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.  | 2.5 百万USドル | 100.0%  | 中国における主として当社取扱商品の台湾系企業への販売 |
| Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd. | 1.5 百万USドル | 100.0%  | 中国（華東、華北）における主として当社取扱商品の販売 |
| Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd. | 2 百万USドル   | 100.0%  | 中国（華南）における主として当社取扱商品の販売    |

(注) Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.における当社の出資比率は、間接保有もあわせて算出しております。

### (4) 対処すべき課題

外部環境は、中東情勢の悪化に伴う原油や石油製品の価格高騰が、世界経済の先行きに不透明感を生み出しています。製造業においては、原材料不足等に端を発する生産計画の見直しや、設備投資の抑制を引き起こすリスク要因となっております。個人消費については、賃上げ効果により所得環境が改善し、個人消費は緩やかに回復することが期待されます。一方で、物価上昇の影響で耐久消費財に対する購買は慎重さを高め、価格だけでなく機能性・利便性といった価値要因を重視した選択的な消費が一段と強まると見込まれます。

このような事業環境の中、当社の生産財関連事業では、技術専門性と世界的なグループネットワークを活かし、生産現場が抱える課題を解決するためのご提案に果敢に取り組んでまいります。また、消費財関連事業でも、快適な住環境の整備やライフスタイルの充実に向けた新たな商品やサービスの提案を加速させ、2030年企業ビジョンである「世界のものづくりと豊かなくらしをリードする」を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業      | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生産財関連事業 | <p>【機械事業部】</p> <p>工作機械（マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、汎用工作機械、3Dプリンター等）、鍛圧・板金機械（プレス、シャーリング、ベンディングマシン、レーザー加工機）、射出成形機、ダイカスト成形機、CAD/CAM、工作機械周辺機器（産業用ロボット、測定機器、自動化周辺機器、工作補要機器等）等の販売</p>                                                                            |
|         | <p>【産業ソリューション事業部】</p> <p>マテハン機器、梱包・包装システム、ピッキング・ソーターシステム、自動倉庫、省力・自動化システム、搬送装置、コンベアシステム、助力装置、保管機器、AGV・AMR、ロボットシステム、油・空圧機器、電動アクチュエータ、直動機器、環境改善機器、集塵機、オイルミスト集塵機、洗浄システム、切削洗浄液浄化装置、排水処理設備、焼却炉、ポンプ、送風機、空調システム、冷暖房機器、クリーンルーム関連、コンプレッサー、塗装機器、小型建設機械、鉄骨加工機械、発電機、溶接機器等の販売</p> |
|         | <p>【ツール&amp;エンジニアリング事業部】</p> <p>切削工具、ソーリング、補要工具、工作機械周辺機器、測定・計測機器、研削・砥石・ダイヤモンド工具、作業・配管・電動工具、油・空圧工具、溶接機、切断機、板金加工機械、小型工作機械、プレス関連工具、工具研削盤、建設・荷役関連機器、化学製品、OA・事務機器、家電等の販売</p>                                                                                             |
| 消費財関連事業 | <p>【海外事業部】</p> <p>工作機械、射出成形機、エレクトロニクス・半導体設備、工作機械周辺機器、切削工具、測定機器、要素部品、ロボット・自動化設備、環境機器等の輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引/工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング及び製品部材調達とその販売</p>                                                                                                          |
|         | <p>【住建事業部】</p> <p>厨房機器、調理機器、浴室機器、洗面機器、給湯機器、衛生機器、空調・換気関連機器、太陽光発電、蓄電池、床暖房、太陽熱温水器、管工機材、内装建材、外装建材、介護機器、インテリア、サッシ、エクステリア、地盤、建築副資材、建設資材、建設機材、構造躯体、機械工具関連、オフィス機器、ホーム機器、IoT機器、BCP関連機器等の販売、関連工事及びサービス</p>                                                                    |
|         | <p>【家庭機器事業部】</p> <p>家電（扇風機・暖房機器・調理・AV・照明等）、インテリア家具、アウトドア・レジャー用品、キッチン・日用品、エクステリア、ガーデニング・農業、健康機器、衛生・ヘルスケア、工具、車用品・バイク用品、防災用品等の企画、開発及び販売</p>                                                                                                                            |

**(6) 主要な営業所** (2026年3月31日現在)**①国内営業拠点**

大阪本社（大阪市）  
東京本社（東京都港区）  
名古屋支社（名古屋市）  
九州支社（福岡市）  
広島支社（広島市）  
北関東・東北支社（さいたま市）

**②海外営業拠点**

| 営業地域 | 営業組織の名称 | 営業組織に属する主要な子会社                       | 所在地 |
|------|---------|--------------------------------------|-----|
| 北米   | 北米支社    | Yamazen, Inc.                        | 米国  |
| 台湾   | 台湾支社    | Yamazen Co., Ltd.                    | 台湾  |
| 中国   | 中国支社    | Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd. | 中国  |
|      |         | Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd. |     |
| アセアン | アセアン支社  | Yamazen (Thailand) Co., Ltd.         | タイ  |

（注）営業地域及び顧客属性ごとに事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

**(7) 使用人の状況** (2026年3月31日現在)**①企業集団の使用人の状況**

| 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 3,309名 | 33名増        |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

**②当社の使用人の状況**

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,836名 | 6名減       | 40.0歳 | 13.9年  |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借入先        | コミットメントライン借入実行残高 |
|------------|------------------|
| 株式会社りそな銀行  | 12,500百万円        |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,500百万円         |

(注) 当社は、金融・資本市場における不測の事態や急な資金需要が発生した場合に備えるため、複数の取引銀行との間で総額40,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は20,000百万円であります。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、持続的な成長と企業価値向上のための投資や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮した上で、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針とし、中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」期間における毎期の配当金額は、連結配当性向40%（業績連動利益配分の指標）、または自己資本配当率（DOE）3.5%（安定した利益配分の指標）を基に算出したそれぞれの金額のうち、いずれか高い金額により算定いたします。

さらには、追加的な株主還元、資本効率向上のため、時期、財政状況、株価及び株式の流動性を総合的に勘案し、自己株式取得を機動的に実施することといたします。

内部留保金につきましては、持続的な事業発展につながる有効な投資に充当し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

|           |              |
|-----------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 95,305,435株  |
| ③株主数      | 14,975名      |
| ④大株主      |              |

| 株主名                     | 持株数     | 持株比率  |
|-------------------------|---------|-------|
| 山善取引先持株会                | 6,351千株 | 7.33% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 5,656千株 | 6.53% |
| 光通信K K 投資事業有限責任組合       | 5,489千株 | 6.34% |
| 東京山善取引先持株会              | 5,449千株 | 6.29% |
| 山善社員投資会                 | 3,346千株 | 3.86% |
| 株式会社エフティグループ            | 3,296千株 | 3.80% |
| 名古屋山善取引先持株会             | 2,102千株 | 2.42% |
| UHPartners 2 投資事業有限責任組合 | 1,671千株 | 1.93% |
| 広島山善取引先持株会              | 1,389千株 | 1.60% |
| 九州山善取引先持株会              | 1,148千株 | 1.32% |

(注) 1. 当社は、自己株式を8,746,840株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式（8,746,840株）には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式（721,900株）は含めておりません。

2. 持株比率は自己株式（8,746,840株）を控除して計算しております。

3. 上記株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                             | 株式数     | 交付対象者数 |
|-----------------------------|---------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） | 11,400株 | 1名     |

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ②取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

2. 当該対象者は退任した役員であり、交付された株式は株式給付信託（BBT）を通じて給付されたものであります。

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について決議いたしました。

|            |                                                                                                                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得対象株式の種類  | 普通株式                                                                                                                                                                              |
| 取得し得る株式の総数 | 13,000,000株（上限）                                                                                                                                                                   |
| 取得価額       | 150億円（上限）                                                                                                                                                                         |
| 取得期間       | 2026年3月4日から2027年3月3日まで                                                                                                                                                            |
| 取得理由       | 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るとともに、2021年4月14日に発行を決議した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（額面総額100億円）及び2026年2月12日開催の取締役会において発行を決議した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換等による当社株式需給への影響の緩和を図るため。 |

## (2) 新株予約権等の状況 (2026年3月31日現在)

①2021年4月14日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債に付された新株予約権の総数                        | 776個                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | ・ 普通株式<br>・ 新株予約権の行使請求に係る社債の金額の総額を転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。                                                                                    |
| 新株予約権の払込金額                             | 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しません。                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額           | ・ 新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とします。<br>・ 転換価額 1,186.1円（注）                                                                                          |
| 新株予約権の行使期間                             | 2021年5月14日から2026年4月16日まで<br>（行使請求受付場所現地時間）                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | ・ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。<br>・ 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。 |
| 新株予約権の行使の条件                            | 本新株予約権の一部行使はできません。                                                                                                                                                         |

（注）2025年11月12日開催の取締役会において中間配当金を1株につき20円とすることを決議し、本新株予約権付社債の要項の転換価額調整条項に従い、2025年10月1日に遡って転換価額を1,186.1円に調整いたしました。

②2026年2月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債に付された新株予約権の総数                        | 49個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通株式</li> <li>・本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。</li> </ul> |
| 新株予約権の払込金額                             | 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とします。</li> <li>・転換価額 1,543円</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使期間                             | 2026年3月4日から2031年2月27日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とします。</li> <li>・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使の条件                            | 本新株予約権の一部行使はできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 割当先                                    | 第三者割当の方法により、AP PS IV S1, L.P.に割当てております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | <p>当社は、AP PS IV S1, L.P.（以下「割当予定先」という。）との間で2026年2月12日付で締結の引受契約（以下「本引受契約」という。）において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意しております。</p> <p>(i)割当予定先は、当社と本引受契約締結後に別途合意した場合を除き、本新株予約権付社債の発行要項に定める自動行使型の現金決済条項による本新株予約権付社債の取得及び本新株予約権の行使による本新株予約権付社債の転換の対象となる本新株予約権付社債の累計の社債の口数が、以下の各期間に応じて定められた口数を超えることとなる本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換はしないものとします。</p> <p>(1)2027年3月3日まで：0口<br/> (2)2027年3月4日から2028年3月3日まで：17口<br/> (3)2028年3月4日から2029年3月3日まで：33口<br/> (4)2029年3月4日から2031年2月27日まで：49口</p> <p>(ii)割当予定先は、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換をしようとする日において、当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換をしようとする日において有効な転換価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる。）を下回る場合には、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換はしないものとします。</p> <p>(iii)上記(i)及び(ii)にかかわらず、①本新株予約権付社債の発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、③当社が割当予定先による本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換に合意した場合、④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合、⑤当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反した場合、又は⑥当社が有価証券報告書又は半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当予定先は、残存する本新株予約権付社債の全てについて、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権の転換を行うことができます。</p> <p>(iv)割当予定先は、2026年3月4日から2031年1月6日までの間、本新株予約権を行使しようとする場合（但し、2027年3月3日以前は上記(iii)に掲げる事由が発生した場合に限る）には、事前に、当社に対して、その行使請求に係る意向を通知します。</p> <p>(v)当社及び割当予定先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはなりません。</p> |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2026年3月31日現在）

| 会社における地位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況         |
|--------------|---------|----------------------|
| 代表取締役社長      | 岸 田 貢 司 | 最高経営責任者（CEO）         |
| 代表取締役        | 佐々木 公 久 | 営業本部長                |
| 取締役          | 山 添 正 道 | 最高財務責任者（CFO）、経営管理本部長 |
| 取締役          | 中 山 尚 律 | 家庭機器事業部長             |
| 取締役          | 隅 田 博 彦 |                      |
| 取締役          | 江 口 あつみ | ③イ記載のとおりであります        |
| 取締役（常勤監査等委員） | 清 原 伸 一 |                      |
| 取締役（監査等委員）   | 津 田 佳 典 | ③イ記載のとおりであります        |
| 取締役（監査等委員）   | 中 務 尚 子 | ③イ記載のとおりであります        |

- （注）1. 取締役隅田博彦氏及び江口あつみ氏並びに監査等委員である取締役津田佳典氏及び中務尚子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、隅田博彦氏、江口あつみ氏、津田佳典氏及び中務尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への継続的な出席による情報収集、内部監査部門等との十分な連携を通じ監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 監査等委員である取締役津田佳典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
4. 2025年6月24日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、村井諭氏は取締役（常勤監査等委員）を辞任いたしました。
5. 当社は、業務執行を行わない取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行を行わない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての職務の執行に起因して発生した損害賠償請求に係る損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)並びに執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

| 氏 名     | 異動前                       | 異動後              | 異動年月日     |
|---------|---------------------------|------------------|-----------|
| 佐々木 公 久 | 代表取締役<br>副社長執行役員<br>営業本部長 | 代表取締役<br>副社長執行役員 | 2026年4月1日 |

## ②取締役の報酬等

### イ. 報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様とする。）の報酬等は、さらなる企業価値の向上を経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の向上に資するものであるべきと考え、短期的な視点だけではなく中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬制度とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」を適切に組み合わせることにより、有能な人材の確保及び企業価値向上のインセンティブの生成を実現し、さらなる企業価値の向上を図る報酬制度の構築を目指しております。

なお、社外取締役については、「業績連動報酬」は支給しないものとしております。

当社の取締役の報酬等の額の決定過程において取締役会は、会社の業績、事業規模等の様々な要因を踏まえ、取締役の報酬等の決定方針並びにその手順について定めております。

### ロ. 報酬等の決定方針に関する事項

（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法）

上記基本方針を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2021年2月10日開催の取締役会において決議しております。また、2022年3月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針の一部を改定しております。なお、当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

(決定方針の内容の概要)

役職ごとの方針

各取締役の責任や役割等に対する成果に報いるため、各取締役の責任や役割等に応じて、職位別に一定の基準を設けており、同一の職位であっても前年度の実績等に応じて、一定の範囲で昇給が可能な仕組みとしております。

なお、社外取締役につきましては、昇給枠のある報酬は支給しておりません。

(報酬等の構成)

取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」によって構成し、取締役の報酬の支給割合は、同業他社等の水準を踏まえて、連結経常利益基準値100%達成の場合、概ね「固定報酬60%～70%」、「業績連動報酬30%～40%（うち金銭報酬約8割、非金銭報酬約2割）」としております。

i) 固定報酬

・「定例報酬」（金銭報酬）

「基本報酬」、「代表報酬」、「取締役報酬」、「職務報酬」から成り、取締役内規に役位別の基準を定めております。定例報酬は、毎月一定の時期に支給しております。

ii) 業績連動報酬

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの会社の業績等に連動する「賞与（金銭報酬）」（短期インセンティブ報酬）と取締役退任後に当社株式等を支給する「株式報酬（非金銭報酬）」（中長期インセンティブ報酬）で構成されます。

業績連動報酬に係る指標は当社グループの総合的な収益力を評価軸とし、当社取締役の経営全般への貢献度が測定可能である「連結経常利益額」を採用しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. 企業集団の現況（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

・「賞与」（金銭報酬）

取締役内規に定める「連結経常利益額等」に応じた支給月数をベースに支給額を決定しております。当該報酬の支給時期は毎年一定の時期としております。

・「株式報酬」（非金銭報酬）

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、役員業績連動賞与及び役員株式給付規程に定める「連結経常利益額等」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度となります。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

当社取締役報酬制度の全体像

| 区 分         |                        | 取 締 役<br>(監査等委員を除く。) |       | 取締役（監査等委員） |       |
|-------------|------------------------|----------------------|-------|------------|-------|
|             |                        | 取締役                  | 社外取締役 | 取締役        | 社外取締役 |
| 固 定 報 酬     | 定 例 報 酬<br>(金 銭 報 酬)   | ○                    | ○     | ○          | ○     |
| 業 績 連 動 報 酬 | 賞 与<br>(金 銭 報 酬)       | ○                    | —     | —          | —     |
|             | 株 式 報 酬<br>(非 金 銭 報 酬) | ○                    | —     | —          | —     |
|             |                        | (退任時)                |       |            |       |

ハ. 株主総会の決議に関する事項

当社は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額720百万円以内（定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は15名以内、当該株主総会終結時点の員数は9名）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額90百万円以内（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内、当該株主総会終結時点の員数は3名）と決議いただいております。

また、上記決議とは別枠として、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。当該株主総会終結時点の員数は5名）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することを決議いただいております。

さらに、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、2021年6月24日開催の第75回定時株主総会において、当該報酬の1事業年度分の上限として125,000株（うち、取締役分として54,000株）、3事業年度分の上限として300百万円とする当該報酬制度の再設定について決議いただいております（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。当該株主総会終結時点の員数は5名）。

なお、当社は、2022年3月9日開催の取締役会において、「株式給付信託（BBT）」の支給対象に専任役員を含めることを決議いたしました。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に取締役会が有しております。取締役会は、取締役内規において、職位別に設けられた一定の基準の範囲内で、会社の業績や取締役個人の成果等を評価して、個別の報酬額を算定することを、代表取締役社長 岸田貢司に委ねております。当該権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰的に見た上で、取締役の責任や役割等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問に対して、委員会内で審議を行い意見形成し、取締役会において意見表明を行っております。

なお、当該算定方法、算定結果等については、社外取締役2名を含む監査等委員会に報告しており、監査等委員会はその妥当性を確認しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に、監査等委員の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

## ホ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、上記のとおり取締役個人の報酬額の決定を代表取締役社長に委任しておりますが、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経た上で、その算定方法、算定結果等については、監査等委員会に報告しております。監査等委員会においては、報酬額の算定方法等を確認し、それぞれの役割と職責、業績等にふさわしい水準となっているか検討し、相当であると判断しております。取締役会は、監査等委員会の検討結果を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

## ハ. 取締役の報酬等の額

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |               |                 | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|
|                             |                 | 固定報酬            | 業績連動報酬        |                 |                |
|                             |                 | 定例報酬<br>(金銭報酬)  | 賞 与<br>(金銭報酬) | 株式報酬<br>(非金銭報酬) |                |
| 取締役（監査等委員を除く。）<br>（うち社外取締役） | 284<br>(15)     | 218<br>(15)     | 52<br>(-)     | 13<br>(-)       | 7名<br>(2名)     |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）     | 42<br>(17)      | 42<br>(17)      | -<br>(-)      | -<br>(-)        | 4名<br>(2名)     |
| 合 計                         | 327             | 261             | 52            | 13              | 11名            |

(注) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

③社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

| 区 分        | 氏 名     | 兼職先             | 兼職の内容 |
|------------|---------|-----------------|-------|
| 取締役        | 江 口 あつみ | 株式会社ニッスイ        | 社外取締役 |
|            |         | 株式会社シマノ         | 社外取締役 |
| 取締役（監査等委員） | 津 田 佳 典 | 第一稀元素化学工業株式会社   | 社外監査役 |
|            |         | あすかコンサルティング株式会社 | 代表取締役 |
|            |         | 津田佳典公認会計士事務所    | 公認会計士 |
| 取締役（監査等委員） | 中 務 尚 子 | 和田興産株式会社        | 社外取締役 |
|            |         | 弁護士法人中央総合法律事務所  | 弁護士   |

(注) 1. 当社は、弁護士法人中央総合法律事務所から、社外取締役中務尚子氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。

2. 当社と株式会社シマノとの間には売上取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における当社の連結売上高の0.1%未満であります。

3. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

|            |         | 取締役会<br>(14回開催) |      | 監査等委員会<br>(13回開催) |      |
|------------|---------|-----------------|------|-------------------|------|
|            |         | 出席回数            | 出席率  | 出席回数              | 出席率  |
| 取締役        | 隅 田 博 彦 | 14回             | 100% | －                 | －    |
| 取締役        | 江 口 あつみ | 13回             | 93%  | －                 | －    |
| 取締役（監査等委員） | 津 田 佳 典 | 14回             | 100% | 13回               | 100% |
| 取締役（監査等委員） | 中 務 尚 子 | 14回             | 100% | 13回               | 100% |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

・ 社外取締役に期待される役割と活動状況

社外取締役の隅田博彦氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験に加えて、ITに関する幅広い見識も有しております。当社の経営全般に対し的確な助言を行うことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

社外取締役の江口あつみ氏は、これまで飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報部門に携わり、さらにコーポレートコミュニケーション部門においては戦略企画の実行及びサステナビリティ活動全般をリードするなど幅広い見識と豊富な経験を有しております。当社の取締役会などにおいて独立した立場で、経営全般に対しコーポレートコミュニケーションやダイバーシティの視点からの的確な助言を行い、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

監査等委員である社外取締役の津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において、適宜助言を行っております。

監査等委員である社外取締役の中務尚子氏は、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役（監査等委員）としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督的役割を担っております。

#### (4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

##### ②報酬等の額

|                                         | 支払額   |
|-----------------------------------------|-------|
| 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額 | 70百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額   | 73百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、山善健康保険組合及び山善企業年金基金における財務管理及び個人情報管理に関する調査業務についての対価を支払っております。

##### ④重要な子会社の監査

当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

##### ⑤会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### ⑥責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

| 科 目             | 金額 (百万円)       |
|-----------------|----------------|
| ( 資 産 の 部 )     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>277,436</b> |
| 現金及び預金          | 88,139         |
| 受取手形            | 2,888          |
| 売掛金             | 84,899         |
| 電子記録債権          | 25,296         |
| 有価証券            | 20,989         |
| 商品及び製品          | 43,920         |
| その他             | 11,775         |
| 貸倒引当金           | △473           |
| <b>固定資産</b>     | <b>74,531</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,503</b>  |
| 建物及び構築物         | 4,928          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,320          |
| 工具、器具及び備品       | 723            |
| 土地              | 3,809          |
| リース資産           | 1,883          |
| その他             | 1,837          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>10,394</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>48,633</b>  |
| 投資有価証券          | 32,433         |
| 破産更生債権等         | 27             |
| 退職給付に係る資産       | 13,683         |
| 繰延税金資産          | 314            |
| その他             | 2,260          |
| 貸倒引当金           | △85            |
| <b>繰延資産</b>     | <b>22</b>      |
| 社債発行費           | 22             |
| <b>資産合計</b>     | <b>351,990</b> |

| 科 目                   | 金額 (百万円)       |
|-----------------------|----------------|
| ( 負 債 の 部 )           |                |
| <b>流動負債</b>           | <b>171,079</b> |
| 支払手形及び買掛金             | 67,111         |
| 電子記録債務                | 50,672         |
| 短期借入金                 | 20,088         |
| 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 7,760          |
| リース債務                 | 563            |
| 未払法人税等                | 1,776          |
| 契約負債                  | 11,860         |
| 賞与引当金                 | 3,472          |
| 商品自主回収関連費用引当金         | 47             |
| その他                   | 7,724          |
| <b>固定負債</b>           | <b>40,757</b>  |
| 転換社債型新株予約権付社債         | 28,006         |
| 長期借入金                 | 28             |
| リース債務                 | 2,148          |
| 繰延税金負債                | 7,643          |
| 退職給付に係る負債             | 366            |
| その他                   | 2,564          |
| <b>負債合計</b>           | <b>211,837</b> |
| ( 純 資 産 の 部 )         |                |
| <b>株主資本</b>           | <b>115,944</b> |
| 資本金                   | 7,909          |
| 資本剰余金                 | 7,495          |
| 利益剰余金                 | 112,332        |
| 自己株式                  | △11,793        |
| <b>その他の包括利益累計額</b>    | <b>22,472</b>  |
| その他有価証券評価差額金          | 7,298          |
| 繰延ヘッジ損益               | 68             |
| 為替換算調整勘定              | 11,710         |
| 退職給付に係る調整累計額          | 3,395          |
| <b>非支配株主持分</b>        | <b>1,736</b>   |
| <b>純資産合計</b>          | <b>140,153</b> |
| <b>負債・純資産合計</b>       | <b>351,990</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額 (百万円) |         |
|-----------------|-----------|---------|
| 売上高             |           | 541,885 |
| 売上原価            |           | 458,857 |
| 売上総利益           |           | 83,028  |
| 販売費及び一般管理費      |           | 70,986  |
| 営業利益            |           | 12,041  |
| 営業外収益           |           |         |
| 受取利息            | 759       |         |
| 受取配当金           | 328       |         |
| 投資事業組合運用益       | 123       |         |
| 補助金収入           | 42        |         |
| その他             | 96        | 1,350   |
| 営業外費用           |           |         |
| 支払利息            | 204       |         |
| 為替差損            | 69        |         |
| 自己株式取得費用        | 24        |         |
| その他             | 83        | 382     |
| 経常利益            |           | 13,010  |
| 特別利益            |           |         |
| 固定資産売却益         | 7         |         |
| 投資有価証券売却益       | 1,223     | 1,231   |
| 特別損失            |           |         |
| 固定資産除却損         | 4         |         |
| 固定資産売却損         | 3         |         |
| 減損損失            | 41        | 48      |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 14,192  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,040     |         |
| 法人税等調整額         | 521       | 4,561   |
| 当期純利益           |           | 9,631   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |           | 300     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 9,330   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

| 科 目             | 金額 (百万円)       |
|-----------------|----------------|
| ( 資 産 の 部 )     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>222,992</b> |
| 現金及び預金          | 56,029         |
| 受取手形            | 1,744          |
| 電子記録債権          | 25,006         |
| 売掛金             | 77,283         |
| 有価証券            | 20,989         |
| 商品及び製品          | 30,881         |
| 未収入金            | 3,331          |
| その他             | 8,074          |
| 貸倒引当金           | △348           |
| <b>固定資産</b>     | <b>77,744</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,975</b>   |
| 建物              | 1,706          |
| 構築物             | 10             |
| 機械及び装置          | 2,204          |
| 車両運搬具           | 7              |
| 工具、器具及び備品       | 203            |
| 土地              | 2,784          |
| リース資産           | 1,875          |
| その他             | 182            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,839</b>   |
| ソフトウェア          | 9,648          |
| ソフトウェア仮勘定       | 89             |
| その他             | 100            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>58,929</b>  |
| 投資有価証券          | 27,431         |
| 関係会社株式          | 21,385         |
| 破産更生債権等         | 11             |
| 前払年金費用          | 8,145          |
| その他             | 2,025          |
| 貸倒引当金           | △69            |
| <b>繰延資産</b>     | <b>22</b>      |
| 社債発行費           | 22             |
| <b>資産合計</b>     | <b>300,759</b> |

| 科 目                   | 金額 (百万円)       |
|-----------------------|----------------|
| ( 負 債 の 部 )           |                |
| <b>流動負債</b>           | <b>168,898</b> |
| 電子記録債務                | 50,106         |
| 買掛金                   | 60,003         |
| 短期借入金                 | 32,442         |
| 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 7,760          |
| リース債務                 | 559            |
| 未払金                   | 3,747          |
| 未払費用                  | 2,215          |
| 未払法人税等                | 1,362          |
| 契約負債                  | 6,954          |
| 預り金                   | 876            |
| 賞与引当金                 | 2,396          |
| 商品自主回収関連費用引当金         | 47             |
| その他                   | 425            |
| <b>固定負債</b>           | <b>35,350</b>  |
| 転換社債型新株予約権付社債         | 28,006         |
| リース債務                 | 2,143          |
| 繰延税金負債                | 3,561          |
| その他                   | 1,638          |
| <b>負債合計</b>           | <b>204,248</b> |
| ( 純 資 産 の 部 )         |                |
| <b>株主資本</b>           | <b>89,270</b>  |
| 資本金                   | 7,909          |
| 資本剰余金                 | 7,488          |
| 資本準備金                 | 3,452          |
| その他資本剰余金              | 4,036          |
| <b>利益剰余金</b>          | <b>85,665</b>  |
| その他利益剰余金              | 85,665         |
| 圧縮積立金                 | 12             |
| 別途積立金                 | 51,100         |
| 繰越利益剰余金               | 34,553         |
| <b>自己株式</b>           | <b>△11,793</b> |
| <b>評価・換算差額等</b>       | <b>7,240</b>   |
| その他有価証券評価差額金          | 7,171          |
| 繰延ヘッジ損益               | 68             |
| <b>純資産合計</b>          | <b>96,510</b>  |
| <b>負債・純資産合計</b>       | <b>300,759</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

| 科 目          |       | 金額 (百万円) |
|--------------|-------|----------|
| 売上高          |       | 476,031  |
| 売上原価         |       | 412,979  |
| 売上総利益        |       | 63,052   |
| 販売費及び一般管理費   |       | 55,356   |
| 営業利益         |       | 7,695    |
| 営業外収益        |       |          |
| 受取利息         | 58    |          |
| 受取配当金        | 1,188 |          |
| 有価証券利息       | 493   |          |
| 投資事業組合運用益    | 123   |          |
| その他          | 67    | 1,930    |
| 営業外費用        |       |          |
| 支払利息         | 685   |          |
| 為替差損         | 179   |          |
| 自己株式取得費用     | 24    |          |
| その他          | 70    | 960      |
| 経常利益         |       | 8,665    |
| 特別利益         |       |          |
| 固定資産売却益      | 2     |          |
| 投資有価証券売却益    | 1,208 | 1,211    |
| 特別損失         |       |          |
| 固定資産除却損      | 0     |          |
| 関係会社株式評価損    | 103   | 104      |
| 税引前当期純利益     |       | 9,772    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,622 |          |
| 法人税等調整額      | 113   | 2,735    |
| 当期純利益        |       | 7,036    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

## 第80回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

### 事業報告

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

### 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

### 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

**株式会社山善**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、グローバル化・多様化する経営環境のなかで、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題として受け止め、経営の公正性と透明性を高めるため、「内部統制委員会」を設置し、また、「広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体」であるためには、CSR活動の積極的・継続的な取り組みが不可欠であるとし、この方針の徹底・浸透に向けた活動を具体的かつ効果的に展開するため、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

なお、その整備状況は以下のとおりであります。

### ①当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ◇経営上のリスクとその網羅性を加味し、取締役の職務分担をより明確にし、職務（責任）を執行する上で必要な権限を定めております。
- ◇会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会は、一部の重要な業務執行の決定を代表取締役及び執行役員の全員をもって構成される経営戦略会議の決定を経ることを条件として代表取締役社長に委任しており、重要度の高い事項についての取締役会における審議の充実及び監督機能の強化を図るとともに、その他の事項について、代表取締役社長による意思決定の迅速化を図っております。
- ◇各種委員会において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

### ②当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ◇会社内に存在する重要なリスクの洗い出しと、その回避又は低減については、職務分掌・業務フロー・業務上のルール（統制方法）を定めた上で、すべて規程として整備（文書化）し、重要なプロセスが、この規程に基づいて行われる体制を築いております。
- ◇CSR活動を推進するため、事務局である当社の経営企画部がリスクの管理を総合的に行うとともに、リスクマネジメントの遂行を統制しております。また、当該活動に関しては、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

**③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

◇文書管理規程その他の社内規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役が随時閲覧できる体制をとっております。

**④当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

◇当社は、子会社に対し、社内規程に基づいて、当該子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求めています。

**⑤当社の子会社の業務の適正を確保するための体制**

◇当社の子会社においても、各子会社の置かれた環境・企業規模を踏まえ、役員派遣に関する事項・権限（当社と各子会社の権限分配）・業務報告・文書保管・内部監査・危機管理・教育の各項目に関して、当社と共同で業務の適正を確保するための体制（仕組み）を構築しております。

**⑥当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

◇企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、CSR活動の推進体制を整備するとともに、コンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、『山善グループ企業行動憲章』を制定しております。

◇法令順守及び企業倫理の徹底について、教育・研修の充実を図っております。また、『山善グループ企業行動憲章』を従業員に対する行動規範として位置付け、これを周知徹底するため、計画的な啓発に努めております。

◇企業内不祥事の発生を抑止するため社内通報窓口（内部通報に関する制度）を設置し、正当な理由に基づく内部通報者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図っております。

◇以上の活動に関し、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

**⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

◇監査等委員会の職務を補助するため、一定の知識・経験を有するスタッフ（監査等委員会スタッフ）を複数名置くものとしております。

**⑧前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

◇監査等委員会スタッフの人事に関する事項は、監査等委員会の同意を要するものとしております。

◇監査等委員会スタッフの職務は、監査等委員会の指揮の下で行われるものとしております。

**⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制**

◇当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令及び定款に違反する事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を当社の監査等委員会に報告するものとしております。

**⑩前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

◇当社は、社内規程において、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記しております。

**⑪監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

◇当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

**⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ◇定期的に代表取締役と監査等委員会との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとしております。
- ◇監査等委員会は、内部監査部との適切な連携関係を維持するとともに、会計監査人との定期的な会合を行うなど、相互の認識を共有、深化すべく努めるものとしております。
- ◇監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席できるものとするほか、会議の議事録、各種報告書、決裁書類等を監査等委員が適時かつ容易に閲覧しうる体制を保持するものとしております。
- ◇法令に基づく重要な開示書類については、全て開示前に監査等委員会への報告及び閲覧を要すものとしております。

**⑬財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ◇財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っております。システムの運用にあたっては、内部統制委員会を設置し、その信頼性・適切性の合理的な担保のため、内部監査を担う内部監査部と連携し、整備・運用状況の有効性評価を行っております。

**⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- ◇当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- ◇この基本方針を、コンプライアンスの基本概念として定めた当社の行動規範、『山善グループ企業行動憲章』に明記し、ガイドブックを作成の上、当社グループ社員全員に配布・周知しております。
- ◇当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

◇当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を14回、代表取締役及び執行役員の全員をもって構成される経営戦略会議を13回開催し、重要な業務執行の意思決定を行っております。また、代表取締役、執行役員、専任役員及び常勤監査等委員を構成員とする経営会議を12回開催し、将来予測を含めた業績レビュー及び業務執行に関する検討を行っております。

◇その他の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システムに組み込まれており、それぞれの重要なプロセスが、定められた規程に則って運用されていることを、内部統制委員会が評価し、その結果を取締役に報告することにより確認しております。

◇監査等委員会は、業務の適正を確保するため、代表取締役との相互の意思疎通を図る定期会合を2回開催し、会社の経営方針を踏まえ、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。会計監査人との相互認識の共有、深化を目的とする定期会合を四半期ごとに開催し、監査等委員会監査の実効性向上に努めております。また、監査等委員は、必要に応じて各種会議・委員会に出席し、業務の適正確保に努めております。

## 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

**連結株主資本等変動計算書**（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

|                         | 株主資本（百万円） |       |         |         |         |
|-------------------------|-----------|-------|---------|---------|---------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金 | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計  |
| 当期首残高                   | 7,909     | 7,561 | 107,455 | △11,949 | 110,977 |
| 当期変動額                   |           |       |         |         |         |
| 剰余金の配当                  |           |       | △2,740  |         | △2,740  |
| 剰余金の配当（中間配当）            |           |       | △1,712  |         | △1,712  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |           |       | 9,330   |         | 9,330   |
| 自己株式の取得                 |           |       |         | △2,163  | △2,163  |
| 自己株式の処分                 |           | △65   |         | 2,319   | 2,254   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |       |         |         |         |
| 当期変動額合計                 | —         | △65   | 4,876   | 156     | 4,967   |
| 当期末残高                   | 7,909     | 7,495 | 112,332 | △11,793 | 115,944 |

|                         | その他の包括利益累計額（百万円） |             |              |                  |                   | 非支配<br>株主持分<br>（百万円） | 純資産<br>合計<br>（百万円） |
|-------------------------|------------------|-------------|--------------|------------------|-------------------|----------------------|--------------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延<br>ヘッジ損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |                      |                    |
| 当期首残高                   | 5,798            | △64         | 8,056        | 1,824            | 15,615            | 1,341                | 127,933            |
| 当期変動額                   |                  |             |              |                  |                   |                      |                    |
| 剰余金の配当                  |                  |             |              |                  |                   |                      | △2,740             |
| 剰余金の配当（中間配当）            |                  |             |              |                  |                   |                      | △1,712             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                  |             |              |                  |                   |                      | 9,330              |
| 自己株式の取得                 |                  |             |              |                  |                   |                      | △2,163             |
| 自己株式の処分                 |                  |             |              |                  |                   |                      | 2,254              |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,500            | 132         | 3,653        | 1,570            | 6,857             | 395                  | 7,252              |
| 当期変動額合計                 | 1,500            | 132         | 3,653        | 1,570            | 6,857             | 395                  | 12,219             |
| 当期末残高                   | 7,298            | 68          | 11,710       | 3,395            | 22,472            | 1,736                | 140,153            |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 21社
- ・ 主要な連結子会社の名称 Yamazen,Inc.  
Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.  
Yamazen Co.,Ltd.  
Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.  
Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.  
Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.、Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.及びYamazen Mexicana,S.A.DE C.V.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.、Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.及びYamazen Mexicana,S.A.DE C.V.については、連結決算日現在における仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

・デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 当社及び国内連結子会社の有形固定資産 主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

（主な耐用年数）建物及び構築物 38年

- ・ 在外連結子会社の有形固定資産 主として定額法

（主な耐用年数）建物及び構築物 40年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、期末在職従業員に対し支払うべき未払賞与見積額を計上しております。

ハ. 商品自主回収関連費用引当金

商品自主回収に伴う損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「生産財関連事業」、「住建事業」及び「家庭機器事業」から構成されております。「生産財関連事業」は、工作機械、機械工具等の販売及び請負工事を、「住建事業」は住宅設備機器等の販売及び請負工事を、「家庭機器事業」はホームライフ用品等の販売を行っております。

これらの商品販売については、当該商品の引渡又は検収時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。請負工事については、検収時点で履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。ただし、日本国内において出荷時から商品の引渡時又は顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積っております。また、取引の対価は履行義務を充足してから、主として5ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務等は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

|                 |                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| イ. ヘッジ会計の方法     | 繰延ヘッジ処理によっております。                                     |
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  | ヘッジ手段 ……デリバティブ取引（為替予約取引）<br>ヘッジ対象 ……外貨建債権債務（予定取引を含む） |
| ハ. ヘッジ方針        | 当社の内部規程に基づき、将来の為替変動リスク回避のために行っております。                 |
| ニ. ヘッジの有効性評価の方法 | 金融商品会計に関する実務指針に基づき評価しております。                          |

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。  
過去勤務費用については、その発生時に一括償却しております。

繰延資産の処理方法

- ・社債発行費 社債償還期間にわたり利息法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 558百万円

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権、及び、それと同等の状況にある債務者に係る債権、並びに、経営破綻の状況にないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について原則として全額を回収不能見込額として貸倒引当金を計上しております。

上記以外の一般債権については、過去の景気変動サイクルを考慮した貸倒実績率により回収不能見込額を算定し、貸倒引当金を計上しております。

当該見積りにあたっては、過去の実績やその時点で入手可能な情報をもとに慎重に行っておりますが、将来、貸倒実績率の増加や個別取引先の財務状況等が悪化し、支払能力が低下した場合には、貸倒引当金の額に重要な修正が必要となる場合があります。

### 3. 追加情報

（業績連動型株式報酬制度）

#### 1. 株式給付信託（BBT）

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員並びに専任役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

##### （1）取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

##### （2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末143百万円、156,000株であります。

##### （3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

#### 2. 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、一定の要件を満たす従業員（以下、「従業員」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、当社従業員に対して、当社が定める従業員株式給付規程に従って、従業員に対して当社の株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として従業員の退職時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末748百万円、565,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,577百万円  
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務等  
金融機関等に対するもの  
当社グループ社員 18百万円

(3) コミットメントライン契約  
当社は、機動的な資金調達を行うために複数の取引銀行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 40,000百万円 |
| 借入実行残高        | 20,000百万円 |
| 差引額           | 20,000百万円 |

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失  
当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所  | 用途    | 種類    | 金額    |
|-----|-------|-------|-------|
| その他 | 事業用資産 | 使用権資産 | 41百万円 |

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分で、処分の意思決定をした資産については個別にグルーピングを実施し、減損損失の認識の判定をしております。

その結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に41百万円計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、その評価は零としております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 95,305,435株       | －株               | －株               | 95,305,435株      |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議（取締役会の決議があったものとみなす日2025年5月19日）において次のとおりの決議であります。

- ・ 配当金の総額 2,740百万円
- ・ 1株当たり配当金額 32円00銭
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月13日

ロ. 2025年11月12日開催の取締役会において次のとおりの決議であります。

- ・ 配当金の総額 1,712百万円
- ・ 1株当たり配当金額 20円00銭
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月10日

（注1）会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議（取締役会の決議があったものとみなす日2025年5月19日）による普通株式の配当金の総額2,740百万円については、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に係る配当金500万円が含まれております。

（注2）2025年11月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額1,712百万円については、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式に係る配当金140万円が含まれております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月13日開催の取締役会において次のとおりの決議であります。

- ・ 配当金の総額 2,942百万円
- ・ 1株当たり配当金額 34円00銭
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月12日

（注）2026年5月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額2,942百万円については、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式に係る配当金240万円が含まれております。

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産によるものに限定し、資金調達については、主に銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングして、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減をはかっております。

また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権及び営業債務に係る為替の変動リスクに関しては、原則として先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業であり、その取得については限度額を定めております。また、定期的に把握された時価を最高財務責任者に報告しております。投資有価証券である外貨建債券は、主に信用度の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少です。また、為替の変動リスクに晒されていますが、取締役会の決議により運用限度額等を定めており、定期的に把握された時価を取締役に報告しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、定期的に為替予約等の状況を最高財務責任者に報告しております。また、デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関との取引に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を除く）」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

|                     | 連結貸借対照表<br>計上額（＊１） | 時価（＊１）   | 差額   |
|---------------------|--------------------|----------|------|
| ① 有価証券及び投資有価証券      |                    |          |      |
| 満期保有目的の債券           | 30,753             | 30,097   | △655 |
| その他有価証券（＊２）         | 14,955             | 14,955   | －    |
| ② 長期借入金（＊３）         | (47)               | (46)     | 0    |
| ③ 転換社債型新株予約権付社債（＊４） | (35,767)           | (36,162) | △395 |
| ④ リース債務（＊５）         | (2,711)            | (2,599)  | 112  |
| ⑤ デリバティブ取引（＊６）      |                    |          |      |
| （イ）ヘッジ会計が適用されていないもの | (130)              | (130)    | －    |
| （ロ）ヘッジ会計が適用されているもの  | 99                 | 99       | －    |

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）市場価格のない株式並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分            | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---------------|-----------------|
| 非上場株式         | 5,049           |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 1,929           |
| 匿名組合出資金       | 736             |

（＊３）1年以内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額で表示しております。

（＊４）1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債と転換社債型新株予約権付社債の合計額で表示しております。

（＊５）リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額で表示しております。

（＊６）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分           | 時価（＊１） |       |      |        |
|--------------|--------|-------|------|--------|
|              | レベル1   | レベル2  | レベル3 | 合計     |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |       |      |        |
| その他有価証券      |        |       |      |        |
| 上場株式         | 13,900 | －     | －    | 13,900 |
| その他          | －      | 1,055 | －    | 1,055  |
| デリバティブ取引     |        |       |      |        |
| 通貨関連         | －      | 210   | －    | 210    |
| 資産計          | 13,900 | 1,265 | －    | 15,166 |
| デリバティブ取引     |        |       |      |        |
| 通貨関連         | －      | (241) | －    | (241)  |
| 負債計          | －      | (241) | －    | (241)  |

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分                        | 時価（＊１） |          |      |          |
|---------------------------|--------|----------|------|----------|
|                           | レベル１   | レベル２     | レベル３ | 合計       |
| 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券 |        |          |      |          |
| 国債、地方債等                   | －      | 4,906    | －    | 4,906    |
| 社債                        | －      | 4,196    | －    | 4,196    |
| その他                       | －      | 20,994   | －    | 20,994   |
| 資産計                       | －      | 30,097   | －    | 30,097   |
| 転換社債型新株予約権付社債<br>（＊２）     | －      | (36,162) | －    | (36,162) |
| 長期借入金（＊３）                 | －      | (46)     | －    | (46)     |
| リース債務                     | －      | (2,599)  | －    | (2,599)  |
| 負債計                       | －      | (38,808) | －    | (38,808) |

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債と転換社債型新株予約権付社債の合計額で表示しております。

（＊３）１年以内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額で表示しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。市場での取引頻度の低い債券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。投資信託は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

市場価格のない転換社債型新株予約権付社債は、取引先金融機関から提示された時価等によっており、レベル２の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 8. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

|                   | 報告セグメント     |         |         |         | その他<br>(注) | 合計      |
|-------------------|-------------|---------|---------|---------|------------|---------|
|                   | 生産財<br>関連事業 | 消費財関連事業 |         | 計       |            |         |
|                   |             | 住建      | 家庭機器    |         |            |         |
| 日本                | 252,804     | 87,403  | 101,535 | 441,743 | 3,702      | 445,446 |
| 北米                | 20,572      | —       | 2       | 20,575  | —          | 20,575  |
| アジア他              | 75,841      | —       | 22      | 75,863  | —          | 75,863  |
| 顧客との契約から<br>生じる収益 | 349,218     | 87,403  | 101,560 | 538,182 | 3,702      | 541,885 |
| その他の収益            | —           | —       | —       | —       | —          | —       |
| 外部顧客への売上高         | 349,218     | 87,403  | 101,560 | 538,182 | 3,702      | 541,885 |

(注)「その他」の区分は、事業セグメントに識別されない構成単位であるイベント企画等のサービス事業及び本社部門であります。

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

|                     | 当連結会計年度    |
|---------------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 106,210百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 113,084    |
| 契約負債（期首残高）          | 10,420     |
| 契約負債（期末残高）          | 11,860     |

契約負債は、主に生産財関連事業の海外顧客からの前受金からなり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,799百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び貸倒引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金及び退職給付に係る資産であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,612円56銭

(2) 1株当たり当期純利益 109円46銭

(注) 当社は、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）を導入しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する株式を、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において控除した当該自己株式の期末発行済株式総数は721,900株、期中平均株式数は599,738株であります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による自己株式の減少)

2021年4月14日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使による転換が行われました。当該新株予約権付社債の転換の概要は以下のとおりであります。

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 行使された新株予約権の個数   | 776個                 |
| (2) 行使された期間         | 2026年4月1日～2026年4月16日 |
| (3) 転換された社債額面金額     | 7,760百万円             |
| (4) 自己株式の減少額        | 8,153百万円             |
| (5) 減少した自己株式の種類及び株数 | 普通株式 6,542,448株      |

(自己株式の取得)

2026年2月12日開催の取締役会において決議した、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式取得について、以下のとおり実施しました。

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式                 |
| (2) 取得した株式の総数  | 1,485,100株           |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,333百万円             |
| (4) 取得期間       | 2026年4月1日～2026年4月30日 |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け     |

(ご参考)

### 1. 自己株式の取得に係る決議内容

|                |                        |
|----------------|------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式                   |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 13,000,000株 (上限)       |
| (3) 取得価額       | 150億円 (上限)             |
| (4) 取得期間       | 2026年3月4日から2027年3月3日まで |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け       |

### 2. 上記取締役会決議に基づき2026年4月30日までに取得した自己株式の累計

|                |            |
|----------------|------------|
| (1) 取得した株式の総数  | 2,463,600株 |
| (2) 株式の取得価額の総額 | 3,748百万円   |

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

|                         | 株主資本(百万円) |       |              |             |           |           |             |             |         | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|-----------|-------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金     |           |             |             | 自己株式    |            |
|                         |           | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金  |           |             | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                         |           |       |              |             | 圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |         |            |
| 当期首残高                   | 7,909     | 3,452 | 4,101        | 7,554       | 17        | 51,100    | 31,965      | 83,082      | △11,949 | 86,596     |
| 当期変動額                   |           |       |              |             |           |           |             |             |         |            |
| 圧縮積立金の取崩                |           |       |              |             | △5        |           | 5           | —           |         | —          |
| 剰余金の配当                  |           |       |              |             |           |           | △2,740      | △2,740      |         | △2,740     |
| 剰余金の配当(中間配当)            |           |       |              |             |           |           | △1,712      | △1,712      |         | △1,712     |
| 当期純利益                   |           |       |              |             |           |           | 7,036       | 7,036       |         | 7,036      |
| 自己株式の取得                 |           |       |              |             |           |           |             |             | △2,163  | △2,163     |
| 自己株式の処分                 |           |       | △65          | △65         |           |           |             |             | 2,319   | 2,254      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |       |              |             |           |           |             |             |         |            |
| 当期変動額合計                 | —         | —     | △65          | △65         | △5        | —         | 2,588       | 2,583       | 156     | 2,673      |
| 当期末残高                   | 7,909     | 3,452 | 4,036        | 7,488       | 12        | 51,100    | 34,553      | 85,665      | △11,793 | 89,270     |

|                         | 評価・換算差額等(百万円) |         |            | 純資産合計(百万円) |
|-------------------------|---------------|---------|------------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額金  | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 5,770         | △64     | 5,706      | 92,303     |
| 当期変動額                   |               |         |            |            |
| 圧縮積立金の取崩                |               |         |            | —          |
| 剰余金の配当                  |               |         |            | △2,740     |
| 剰余金の配当(中間配当)            |               |         |            | △1,712     |
| 当期純利益                   |               |         |            | 7,036      |
| 自己株式の取得                 |               |         |            | △2,163     |
| 自己株式の処分                 |               |         |            | 2,254      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 1,400         | 132     | 1,533      | 1,533      |
| 当期変動額合計                 | 1,400         | 132     | 1,533      | 4,207      |
| 当期末残高                   | 7,171         | 68      | 7,240      | 96,510     |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
- ・子会社株式及び関連会社株式
- ・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じ、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費
- 社債償還期間にわたり利息法により償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員に支給する賞与に充てるため、期末在職従業員に対し支払うべき未払賞与見積額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用は、その発生時に一括償却しております。
- ④ 商品自主回収関連費用引当金
- 商品自主回収に伴う損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「生産財関連事業」、「住建事業」及び「家庭機器事業」から構成されております。「生産財関連事業」は、工作機械、機械工具等の販売及び請負工事を、「住建事業」は住宅設備機器等の販売及び請負工事を、「家庭機器事業」はホームライフ用品等の販売を行っております。

これらの商品販売については、当該商品の引渡又は検収時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。請負工事については、検収時点で履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から商品の引渡時又は顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積っております。また、取引の対価は履行義務を充足してから、主として5ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務等は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

- |               |                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理によっております。                                     |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 ……デリバティブ取引（為替予約取引）<br>ヘッジ対象 ……外貨建債権債務（予定取引を含む） |
| ③ ヘッジ方針       | 当社の内部規程に基づき、将来の為替変動リスク回避のために行っております。                 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金融商品会計に関する実務指針に基づき評価しております。                          |

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 418百万円

詳細は、「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

## 3. 追加情報

（業績連動型株式報酬制度）

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員並びに専任役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」及び一定の要件を満たす従業員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

詳細は、「連結注記表 3. 追加情報（業績連動型株式報酬制度）」をご参照ください。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,151百万円

(2) 保証債務等

金融機関等に対するもの

当社グループ社員

18百万円

Yamazen (Malaysia) Sdn.,Bhd.

3百万円

営業取引に関するもの

Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.

0百万円

Yamazen Viet Nam Co.,Ltd.

24百万円

PT.Yamazen Indonesia

1百万円

計

48百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権

11,339百万円

② 長期金銭債権

502百万円

③ 短期金銭債務

15,856百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、機動的な資金調達を行うために複数の取引銀行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額

40,000百万円

借入実行残高

20,000百万円

差引額

20,000百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 21,021百万円 |
| ② 仕入高        | 3,397百万円  |
| ③ その他の営業取引高  | 8,011百万円  |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 1,416百万円  |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 9,827,753株  | 1,544,428株 | 1,903,441株 | 9,468,740株 |

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,544,428株は、株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の取得565,900株、取締役会決議に基づく自己株式の取得978,500株及び単元未満株式の買取28株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,903,441株は、株式給付信託（BBT）からの給付14,900株及び2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による減少1,888,541株であります。

(注3) 普通株式の自己株式の当事業年度末の株式数には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式721,900株が含まれております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び貸倒引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金及び前払年金費用であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

| 種類  | 会社等の名称           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者<br>との関係     | 取引内容                    | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|------------------|-----------------------|-------------------|-------------------------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | Yamazen,<br>Inc. | (所有)<br>直接100%        | 当社輸出の工作<br>機械等の販売 | 資金の返済<br>及び借入<br>(注1、2) | —             | 短期借入金 | 10,793        |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、返済と借入を同額で実行したため純額で表示しております。

(注2) 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,124円35銭

(2) 1株当たり当期純利益 82円55銭

(注) 当社は、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）を導入しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する株式を、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において控除した当該自己株式の期末発行済株式総数は721,900株、期中平均株式数は599,738株であります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

（転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による自己株式の減少）

「連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（自己株式の取得）

「連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善  
取締役会 御中

2026年5月11日

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 賢 重  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 前 田 晃 広  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山善の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善  
取締役会 御中

2026年5月11日

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 賢 重  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 前 田 晃 広  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山善の2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が一部子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会及び重要会議に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、会社の内部監査所管部門と連携して子会社の主要拠点において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社 山 善 監査等委員会

常勤監査等委員 清 原 伸 一 ㊞

監 査 等 委 員 津 田 佳 典 ㊞

監 査 等 委 員 中 務 尚 子 ㊞

(注) 監査等委員 津田佳典及び中務尚子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。